

# 西条市農業委員会 令和元年度 第8回総会 議事録

1. 日 時 令和元年11月5日(火) 午後2時00分から午後2時30分
2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室
3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名
4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100.00%  
推進委員 出席者 21名 欠席者 9名 出席率 70.00%

## ○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	10番	一色 司	19番 玉井 一男
	2番	明比 典正	12番	越智 兼正	20番 佐伯 祐介
	3番	徳増 靖記	13番	山田 好一	21番 玉井 明
	4番	加藤 武司	14番	村上 繁敏	22番 戸田 博明
	5番	松本 義之	15番	山内 隆	23番 真鍋 美鈴
	6番	白石利恵子	16番	伊藤 健一	24番 高橋 忠親
	7番	西原 昇	17番	青野 武	
	9番	長谷川孝師	18番	佐伯 賢造	

## ○欠席者氏名

なし

## ○推進委員出席者氏名

委 員	2番	石橋 和敏	11番	栗田 房信	25番 渡部 靖
	3番	一色 達夫	12番	森田 忠茂	26番 越智 勝邦
	4番	高橋 豊重	13番	一色 和成	28番 桑原 俊樹
	5番	伊藤 正夫	14番	稲井 重弘	29番 曾我 敏数
	6番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	30番 今井 文雄
	8番	宮武 恭宏	17番	垂水 久明	
	9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫	
	10番	安藤 英利	22番	佐伯 美一	

## ○欠席者氏名

1番	渡辺 春正	7番	日野 哲也	16番	瀬良 隆彦	18番	武田 喜義
19番	真鍋 幸正	20番	高橋 正	23番	永井 正幸	24番	石川 清幸

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第3条第1項の目的に係る買受適格証明願について  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について  
議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について  
議案第6号 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について  
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日野徳久	東予分室長	松木淳
事務局次長	今宮雅子		
事務局副主査	渡邊龍也	事務局副主査	越智史郎

7. 議事内容

事務局	ただ今から、令和元年度 第8回西条市農業委員会 総会を開会いたします。
	皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
	はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	ありがとうございました。それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。
	【会長、議長席に着く】
議 長	それでは、ただ今から、令和元年度 第8回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。
	【議事録署名人及び書記の指名】

議 長	<p>まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。</p> <p>山田好一 委員、村上繁敏 委員の両委員にお願いいたします。</p> <p>なお、欠席届が、推進委員から1番 渡辺春正 委員、7番 日野哲也 委員、16番 瀬良隆彦 委員、18番 武田喜義 委員、19番 眞鍋幸正 委員、20番 高橋正 委員、23番 永井正幸 委員、24番 石川清幸 委員、27番 玉井隆志 委員、以上9名から出ておりますので、ご報告いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員数は、24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。</p> <p>書記については、事務局の 渡邊、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。</p> <p style="text-align: center;">農地法 第3条 関係</p>
議 長	<p>議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。</p> <p>議案内容について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>事務局の今宮です。よろしく申し上げます。</p> <p>失礼して、着座にてご説明させていただきます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>108号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>109号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>110号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。</p> <p>111号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。</p> <p>112号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。</p> <p>113号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p> <p>114号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。</p>

115号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

116号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

117号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

118号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

119号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

120号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

121号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

122号は、〇〇の〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

123号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上、16件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 以上16件であります。114号、115号、122号については新規就農者であり、面接を実施しております。地区担当の委員は先日の面接結果の報告をお願いしたいと思っておりますので、114号からお願いいたします。

〇〇推進委員

それでは、面接の結果をご報告いたします。

令和元年10月28日、10時から10分程度、〇〇総合支所において面接を行いました。面接を行ったのは、渡邊職務代理及び私、〇〇です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、〇〇才であります。〇〇氏は〇〇の〇〇ですが、徐々に息子に譲っており、引退に備えて、〇〇の農地、〇〇㎡を買い受け、就農しようとするものです。予定している作目は、柿及び季節野菜です。今後は柿農家に指導を仰ぐそうです。

その他、推進委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農及び農地の取得については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議 長	ありがとうございます。続きまして、122号をお願いします。
〇〇委員	<p>今回の新規就農希望者につきまして、10月9日に〇〇総合支所において面接を行いました。面接を行ったのは、渡邊職務代理人、〇〇委員及び私、〇〇です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、〇〇才であります。〇〇氏は〇〇の役員です。知人である〇〇氏から〇〇の農地、〇〇㎡を利用権設定で借り受け、併せて近隣の〇〇の農地、〇〇㎡を買い受け、就農しようとするものです。予定している作目は、なすび、大豆、じゃがいも及び大根で、安定した収穫ができるまでは、自家消費します。今後は、農地を借り入れする〇〇氏を農業者として雇用し、指導を受ける予定です。</p> <p>その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農及び農地の取得については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	担当委員さん、お世話になりました。ありがとうございました。それでは、108号から地元の委員さんから順次ご意見を伺いたいと思います。
地区委員	<p>108号、109号 問題ありません。</p> <p>110号、111号、問題ありません。</p> <p>112号 問題ありません。</p> <p>113号 問題ありません。</p> <p>114号、115号 問題ありません。</p> <p>116号 問題ありません。</p> <p>117号 問題ありません。</p> <p>118号 問題ありません。</p> <p>119号 問題ありません。</p> <p>120号 問題ありません。</p> <p>121号 問題ありません。</p> <p>122号 問題ありません。</p> <p>123号 問題ありません。</p>
議 長	他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。

議 長            ありがとうございます。『異議なし』ということでもありますので、  
以上、16件を原案どおり許可することといたします。

農地法第3条第1項の目的に係る買受適格証明願について

議 長            次に、8ページ、議案第2号、農地法第3条第1項の目的に係る  
買受適格証明願について、を議題といたします。議案内容を事務局  
から説明いたします。

事務局            それでは、ご説明させていただきます。9ページをお願いいたし  
ます。

〇〇が差押えを行った〇〇の農地2筆について、松山地方裁判所  
の競売が行われることとなり、入札希望者3名から、入札の資格  
を証する農地の買受適格証明願が提出されました。

1号は、〇〇の〇〇氏が、2筆の農地について、競売参加のため、  
買受適格証明の交付を申請するものであります。

2号は、〇〇の〇〇氏が、1筆の農地について、競売参加のため、  
買受適格証明の交付を申請するものであります。

3号は、〇〇の〇〇氏が、1筆の農地について、競売参加のため、  
買受適格証明の交付を申請するものであります。

以上3件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長            以上3件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員            異議なし

議 長            他に、ご意見ございませんか。

委員一同            異議なし

議 長            ありがとうございます。『異議なし』ということでもありますので、  
以上3件、原案どおり許可することといたします。

#### 農地法第4条関係

議長 次に、10ページ、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。  
11ページをお願いいたします。

14号は、〇〇の〇〇氏が、敷地拡張をしようとする申請でございます。

本件申請地は、農地法の手続きをすることなく自宅敷地として利用されており、申請人からは、農地法違反を反省するとともに、「以後このような違法行為のないよう農地法を遵守する」旨の始末書が提出されております。

15号は、〇〇の〇〇氏が、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

以上2件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上、2件であります。地元の委員からご意見等ございませんか。

地区委員 14号 問題ありません。  
15号 問題ありません。

議長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますので、以上、2件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農地法第5条関係

議長 次に、12ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

それでは、ご説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

117号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権の移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

118号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

119号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、貸事務所を建設しようとする申請でございます。

120号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

121号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

122号は、〇〇の〇〇氏が〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

123号は、〇〇の〇〇氏が〇〇の〇〇氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

124号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

125号、126号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、自己住宅及び排水路を建設しようとする申請でございます。

127号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、宅地分譲をしようとする申請でございます。

128号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

以上12件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

以上、12件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員

117号、118号 問題ありません。

119号 問題ありません。

120号 問題ありません。

121号 問題ありません。

122号 問題ありません。

123号 問題ありません。

124号 問題ありません。



- 125号、126号 問題ありません。
- 127号 問題ありません。
- 〇〇委員 128号、反対のしようがないとは思いますが、近所ではラジオが入らないという苦情があるらしいので、太陽光設置のときにそういう対応の仕方とかいうのを今後求めます。
- 議 長 この128号について、太陽光設置によってラジオが入らないということですか。
- 〇〇委員 ここは住宅がすぐ隣で、別に今はできていないのでそんな問題はないのですが、近所にすでにできているところがあって、そこはラジオが入らないらしいです。そういう苦情があるということだけ今度の設置業者なり問題を伝えていただいて、なんとか対応できないものかと。そういうところが今後増えて来るのではないかと思います。
- 議 長 今の件について、事務局に相談はないですか。他にはそういう事例は出てないんですかね。太陽光設置によってラジオにしろ、電波が入りにくくなったとか。
- 事務局 特に直接は聞いてないです。が、委員さんが言われたことについては、担当の行政書士を通じて事業者に伝えたいと思います。
- 議 長 よろしく願いいたします。他にご意見・ご異議等ございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、12件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。
- 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
- 議 長 次に、16ページ、議案第5号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、を議題といたします。  
議案内容を、事務局から説明いたします。
- 事務局 それでは、ご説明させていただきます。

18ページをお願いいたします。

件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書19ページから、60ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、190件、面積は、65万6,397.87㎡となっております。

そのうち、所有権移転は、6件、面積は、13,658.00㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上のような内容でございますが、委員の皆さんからご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

議 長 次に、61ページ、議案第6号、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

63ページをお願いいたします。

1号は、〇〇の〇〇氏が、中間管理機構から、〇〇の農地1筆を借り受けの申請でございます。

2号は、〇〇の〇〇氏が、中間管理機構から、〇〇の農地1筆を借り受けの申請でございます。

3号は、〇〇の〇〇氏が、中間管理機構から、〇〇の農地10筆を借り受けの申請でございます。

なお、本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしておりますことを申し添えておきます。

以上3件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、3件であります、ご意見・ご異議等ございませんか。  
委員の皆さん、何かございませんか。

委員一同 異議なし

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、  
原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

#### 報告承認案件

議 長 次に、議案書64ページ、報告承認案件について、内容を事務局  
から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。  
令和元年9月17日から、令和元年10月15日までの受付期間  
中に、農地法第18条第6項、解約通知を26件受理いたしております。  
また、5条の取消願を1件、受理しております。  
ご了承をお願いいたします。

議 長 ただ今、報告・承認案件について事務局より報告がありましたが、  
これに対して、何かご意見・ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 はい。無いようでございますので、以上で、報告・承認案件を終  
了いたします。  
以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました、  
この際、他に何かございませんか。

(なし)

ないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉じます。  
慎重審議、ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条第1項の目的に係る買受適格証明願について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について	原案承認

## 9. 閉会の日時

令和元年11月5日 午後2時30分